

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 3 1 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課
医 療 指 導 監 査 室

診療（調剤）報酬の返還に係るデータの提供について

保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）へ実施した指導等及び監査後の経済上の措置に関する事務取扱いについては、「診療（調剤）報酬の返還金処理支援ツールの活用について」（令和 3 年12月10日付け厚生労働省保険局医療課医療指導監査室事務連絡）により、返還金処理支援ツールを活用した返還金処理業務の効率化及び平準化を図っているところです。

今般、「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 6 年12月24日閣議決定）※に基づいて、地方自治体における返還金処理業務の負担軽減及び効率化を進める観点から、保険医療機関等から提出のあった返還金データを電子媒体で都道府県を通じて自治体へ提供することを推進することとしましたので、下記に留意のうえ提供を開始するようお願いします。

※内閣府において、地方公共団体への事務、権限の委譲及び地方に関する規制緩和に係る提案を地方公共団体から募り、閣議決定を経て実現可能なものについて実施されるもの。

※「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 6 年12月24日閣議決定）抄

(22) 国民健康保険法（昭33法192）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭57法80）

(ii) 以下に掲げる措置に関する事務のうち、返還金同意書等については、都道府県及び地方厚生（支）局の円滑な事務の実施に資するよう、電磁的記録の提供を可能とし、地方厚生（支）局に令和 6 年度中に通知する。

- ・ 保険医療機関等に対する療養の給付等に係る診療の内容及び診療報酬の請求に関する指導、報告等（国民健康保険法41条 1 項及び45条の 2 第 1 項並びに高齢者の医療の確保に関する法律66条 1 項及び72 条 1 項）
- ・ 施設基準等に係る適時調査

記

1 都道府県へのデータ提供について

- (1) 返還金関係データが必要か意向を確認した上で、社会保険診療報酬支払基金へのエクセルファイルの提供と同様に、エクセルファイルによるデータの提供をお願いします。
- (2) 今回提供を行うデータ抽出ツール及び操作説明書により、国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る返還金データの抽出を行ってください。
なお、返還金処理支援ツールの改修により既にデータ抽出が可能となっている場合は、データ抽出ツールを用いる必要はありません。

2 その他

本事務連絡の内容以外に係る事項の事務処理方法等については、それぞれ従前のおりですので、留意願います。